

2014
AUGUST
vol.24

協会だより

ひるは



レポート

第17回 作品展報告

第24回 みてみてコーナー

全老健の副会長も拝命して

公益社団法人群馬県老人保健施設協会

副理事長 折茂 賢一郎

群馬県老健協会の副理事長という職責も大変重たいものと実感しているときに、6月27日(金)に開催された全国老人保健施設協会(全老健)の総会・理事会において副会長という責務を担うことになりました。東憲太郎先生が新会長に選出され、全老健もフレッシュな顔ぶれでのスタートになります。群馬県の西北の山奥で仕事をしている身にとっては、前橋ですら近くはなく、全国区での仕事を行うのはたやすいことはありません。しかし、老健が直面している昨今の厳しい状況を鑑みると個人のことばかり嘆くのではなく、大局的に考えて動くことも大切なんだ…と自らに言い聞かせつつ、群馬県の、また全国の老健施設のために可能な限り努力してみようと思っております。力不足でもあり、見識・学識もはなはだお粗末なところも多いたとは思いますが、是非とも県内の会員施設の皆様の声を全国にしっかりと届けられるよう、尽力するつもりです。色々なご意見をお寄せいただければ幸いです。

地域包括ケアや多職種連携、シームレスケアの展開などが声高々に叫ばれています。全老健が開発している「R4システム」は「介護の質の評価」に有用だ…ともささやかれつつあります。「2025年問題」の本質は、要介護高齢者が増えるだけではなく、医療依存度が高く、認知症をかかえる要介護高齢者が増えることと読み取れます。このような状況の中で我々老健が如何にあるべきか、どのような活動をするべきなのかは明白ではないでしょう。地域の拠点としての老健を目指し、群馬県協会からの発信を行っていききたいものです。

第17回 作品展

2014年
 高崎市役所会場：5月19日(月)～23日(金)
 イオン太田会場：5月21日(水)～23日(金)
 県庁会場：5月21日(水)～23日(金)



(前橋市日輪寺町)
 船土織工 くんまちゃん
 前橋市のくんまちゃん、鶴ぞろ
 いしました。



- こんな展示会があるとは知りませんでした。いろいろと参考にしてみたいと思います。
- 世界に一つのステキな作品ばかりで見に来て良かった。
- みんな「努力賞」です。



●老健という言葉さえ知らない人のほうが多いです。人は自分が頼りにされていたり、何かやる事があると自立にもつながります。



●また来年よき作品にめぐり会えることを楽しみにしております。



●人生の先輩方の作品には、どれも「味」がある。



- コチョウランは本物のように見えた。
- たまたま市役所をたずねましたところ、見事な作品群に感心しました。すいぶん手間暇かけて作り上げたようで驚きです。



●一人一人の利用者を輝かせるケアが見えるようです。

●綿棒を使った作品に目をうばわれた。素材で作品のイメージが大きく変わるのがわかった。



●素晴らしい作品が多く、びっくりしました。指先を使ったり、高齢者にとって大変な事だったでしょう。



第17回作品展を終えて

作品展実行委員長 駒井 和子

平成26年5月、今年も第17回介護老人保健施設利用者の作品展が、西毛ブロック、東毛ブロック、北中毛ブロックの三会場において晴れやかに開催されました。一年間、県内の老健施設の利用者の皆様がりハビリを続けてこられた中で誕生した数々の作品。作業療法の集大成がこの三か所に集いました。

制作作品数1・667点以上の出品です。細やかにあるいはダイナミックに作られたた皆さんの作品を展示することができました。「施設におられる方がお作りなんですなえ」という一般の方の感嘆を交えたお声も聞かえてきました。作品の一つ一つに利用者様のそれぞれの思いが詰まっています。楽しい時間を一緒に過ごしたい、作業に参加して早く元気になる、みんなに喜んでほしい、施設で頑張っている様子を見てほしい、みんなに褒めてほしい……

紀元前の昔、医学の父「ヒポクラテス」は病氣回復のために作業を行わせたといわれています。ギリシャ時代の「ガレノス」は「仕事は天然の医師なり」と言い、その効用を称賛し作業を治療に活用したといっています。日本では呉秀三博士が作業療法を病氣回復のツールとして利用されるようになって100年が過ぎました。日々行われる作業を通して、支えるものと支えられるものが奏でる調和音が聞こえるようです。リハビリの一環として、自立支援を目標として、又いきがいつくりに寄与したいと続けている作品展です。そしてこの作品展は何より多くの皆様の支えによって継続できている行事です。これからも有意義に継続していけるために皆様方の率直なご意見を積極的に取り入れながら継続したいと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

しらすぎの里



秋祭り

過ぎやすい秋の休日に秋祭りを開催しました。昔懐かしい射的や輪投げ、Bingo大会など職員が手作りで企画し利用者・家族一緒に楽しんでいる姿が見られました。また、藤岡中央高校の和太鼓部に来ていただき、迫力のある和太鼓の演奏に感動しました。



作品展



作品展に向け各フロアや利用者個々に、日頃から一生懸命作品作りに取り組んでいます。利用者の作品は施設内にも展示しています。

慰問

季節毎に、保育園・高等学校・市民グループ等の皆さんが慰問に訪れてくださいます。



ドイツ留学生

ドイツの留学生が日本の介護制度の見学に訪れ、利用者の方々と交流しています。



第24回

みてみて コーナー

「みてみて! 私たちの施設こんなことやってるよ!」と名前の通りの「みてみてコーナー」。利用者様の作品から施設の行事、職員の行事だって何でも載せちゃいます。

回想法



当施設では、3年前よりリハビリテーションの一環として集団による「回想法」を実施しています。昔の品物を見て・触って・使い方を利用者がスタッフに教えるなど手続き記憶を使い脳の活性を図り、コミュニケーションの場の提供、役割の獲得などが行え、皆さん楽しく参加されています。

- 〈北・中毛地区〉高橋久美子 (陽光苑)
住所/〒371-0847 前橋市大友町3-26-8 TEL.027-253-3310
E-mail / youkouen@ronenbyo.or.jp
 - 〈東毛地区〉須山久美子 (サンホープ笠懸)
住所/〒379-2313 みどり市笠懸町鹿2646-1 TEL.0277-76-1100
E-mail / sunhopekasakake@yahoo.co.jp
 - 〈西毛地区〉多胡一史 (二之沢バナケア)
住所/〒370-3531 高崎市足門町158-2 TEL.027-372-3711
E-mail / ninosawa@toriton.ocn.ne.jp
- 協会事務局 TEL.027-233-0350 FAX.027-233-0599
E-mail / gunmakenrouken@sunny.ocn.ne.jp
URL / http://www.gunma-roken.jp/

「ひろば」は皆さんの施設の情報をおまわちしております。自分の施設を思いっきり宣伝してみませんか? ご意見・ご感想・アイデアなども大募集! 郵送・メールどちらでもOKです。(原則として写真は返却いたしません)
(ひろば編集室)

原稿・作品
大募集

まなびの苑



うどん打ちをして美味しく食べました。



ボランティアの方にお化粧をして頂きました。



夏祭りに和太鼓を演奏して頂きました。

あずま荘

流しそうめん

夏の恒例行事として、あずま荘では毎年流しそうめんを行っています。皆さん「つつる〜♪」とおいしい音をたてて、涼を感じて楽しいひと時を過ごされておりました。



共愛学園の花の日訪問



花の日の訪問として共愛学園の生徒が慰問に来て下さいました。綺麗なお花をたくさん戴き施設の中がとても華やかになりました。また、高校生の素晴らしい歌声を聴いて、ご利用者の皆さんはとても感動された様子で、涙を流して聴いておられる方もいらっしゃいました。



これ知ってました？

介護老人保健施設 訪問リハビリテーション

自分の事は自分で
したい。



寝たきりになら
ないか心配。

介助の仕方が
解らない。



- 自主練習・日常生活動作の指導
- 廃用予防・機能訓練の実施
- ご家族に対する介助方法の指導
- 基本動作訓練
- 住宅改修や福祉用具の相談
- 精神的サポート



もっと動ける様
になりたい。

動きたいけど転
がらないか心配。

上記のような悩みや不安をお持ちの方のご自宅にリハビリスタッフ（PT・OT・ST）が訪問しリハビリテーションの観点から療養上必要な指導・訓練を行うものです。

ご利用までの流れ

- ① ケアマネジャーに相談。
- ② 介護老人保健施設への申し込み。
主治医から診療情報提供書をいただく。
- ③ 介護老人保健施設の主治医から指示書を受ける。
- ④ 施設と契約する。サービス担当者会議の開催。
- ⑤ 訪問開始。

料金

- I) 基本料金
基本サービス費 ▶ 1回（20分）：305単位
- II) 加算
短期集中リハビリテーション加算 ▶ 1月以内：340単位
認定日又は退院（所）日から ▶ 1月超～3月以内：200単位
- III) 交通費
施設の規定により有料となる場合があります。

栄養担当職員研修会のご紹介

「2月14日から15日にかけて、低気圧の接近、通過により、関東甲信地方を中心に雪が降り続き大雪となり、群馬県では最深積雪を大幅に更新する記録的な大雪となった。…この大雪の影響により、人的被害や建物の破損、なだれや停電など各地で被害が発生したほか、鉄道の運休や高速道路及び一般道の通行止めなど交通機関にも大きな影響を及ぼした。また農畜産関係の被害も甚大だった。」

以上は、前橋気象台が発表した大雪に関する群馬県気象速報の一部を転載したものです。

3.11東日本大震災から3年弱が経過したところで、今度は想定外の大雪に翻弄された施設の「食」を預る管理栄養士の皆さんが、記憶が鮮明なうちに貴重な体験を記録し共有したいとして、「給食施設における非常災害時の対応について」をテーマにした研修会を7月12日（土）に開催しました。これはそのレポートです。

■ 研修前アンケートでは2年前と同一の質問をして、数字が伸びていることを期待したのですが！！

回答内容		今回	前回
備蓄の整備	非常食の備蓄をしている(検討中を含む)	81.1%	88.3%
	適切な場所に保管している	62.2%	73.3%
備蓄の運用	備蓄食品を活用した非常時献立を作成している	51.4%	45.0%
外部との相互支援体制	ライフライン(電気・ガス・水道等)遮断時の連絡先を把握している	78.4%	80.0%
	食品納入業者、委託業者、系列施設及び所属団体と災害支援に関する取り決めがある	40.5%	35.0%
災害時対応マニュアルの整備	給食提供に関するマニュアルがある	35.1%	25.0%
	マニュアルについて検討する場がある	59.5%	40.0%
	マニュアルの内容について「給食部門」をはじめ「施設全体」が共有している	40.5%	30.0%

■ ご覧のとおり、備蓄に関しては「進展なし」という結果に終わりました。検討すべき壁があるようです。



研修会は、冒頭趣旨説明が行われ、その後はエリアごとのグループに分かれてディスカッションをしました。研修案内の段階でグループワークの協議項目が示され、事前に施設で話し合ってくるようになっていたので活発な意見交換が行われました。こんな発言がありましたよ。

- 納品が無く、リュックを背負って近くのスーパーまで野菜類の買い出しに行った。
- 職員食は想定していなかった。
- フリーズドライの乾物（カットワカメ、麩、ひじき）が役立った。
- 今回の雪害でマニュアルがあることを知った。あっても実践できなかった。



その後、グループで話し合われた内容を順次発表していただきました。

- 栄養科職員が出勤できない時、施設スタッフで食事提供できる体制づくりが必要。
- マニュアルが実際に即しておらず、もっと実践的なマニュアルの必要性を感じた。
- 食事に特化したマニュアルの作成
- 備蓄品はすぐに取り出せる場所を確保
- 備蓄品は賞味期限を把握して、期限前に献立に使用し施設負担を減らす。
- 全職員への周知徹底
- 上司の協力と理解



最期に当研修担当の角田祥之先生から、閉会挨拶を兼ねてこのような講評をいただきました。

- 私の施設では東日本大震災があって、3日分の備蓄を始めた。
- 上司にどう理解させるかですが、備蓄品を消費期限内に有効利用することを提案してはいかがか。
- てんやわんやの現場では上司の指示が行き届かないことも想定して、厨房が自主的に動けるよう備えていただきたい。

ついに成立！「一括法」

「淡い期待は打ち砕かれた」

前号では「鬼も笑えないお話」と題して、平成27年度は大変なことになるだろうという内容を書きました。

あの時点では、まだ法律の具体案も提示されておらず、若干の「淡い期待感」もありました。しかし、具体的な法律案が提示され、国会で「十分な審議が尽くされた」とのことで裁決がなされ、6月18日に法律が成立しました。

不安というものは的中するのが世の常で、見事に「淡い期待は打ち砕かれました」。

「その法律とは？」

正式な名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」です。やたらに長くて覚えられないため、マスコミや私たち関係者は「医療介護一括法」と称しています。

元々、介護保険法の第6条に記してあったこと（医療と介護の連携）が具体的な展開をしないままだったことや、より深刻なことから財政的に厳しくなってきたことが背景になっていました。

「いわば、伝家の宝刀」

盛りだくさんの内容で、とても限られた紙面では分かりやすく紹介することは無理です。要は、今まで各々がバラバラで進めてきた複数の法律をこの法律一本で整備し直しましょう…という伝家の宝刀のようなものです。何しろ伝家の宝刀ですから、切れ味鋭く、今までグズグズしていたようなことは「刀両断で明快にしよう」というものです。

現実として、今までのように何もせずにダラダラ、グズグズしていれば介護保険制度は数年先には行き詰ります。医療保険制度も同様です。ですから何かをしなければならぬわけですが、しかも中途半端なことでは済まないために、思い切ったこの法律に至ったと考えることが妥当でしょう。

「主な内容は？」

この4月に消費増税があり物価は上がるし給与は増えないし…とボヤキが出るのが私たち庶民感覚だと思います。一部の方々は別としても。

そんなご時世ですが、この法律には厳しいことが多く記されています。難しくなっていますから、介護保険制度のことだけを見てもみます。

①現在、要支援の人たちの通所介護（デイサービス）や訪問介護（ホームヘルプ）サービスは介護保険からの給付から外して各市町村の事業にする。②特別養護老人ホームへの入所は、原則として要介護3～5の人に限定。③定以上の所得のある介護保険サービス利用者は、現行の1割負担から2割負担へ。④低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する補給給付の要件に所得だけでなく資産（預貯金等）も含める…などです。

こうしてみると負担増ばかりが目につきますが、低所得者の保険料軽減を充実させるという項目もあります。ただ、全体として「入る方を増やして出す方は減らす」ことが全体的な構図になっていることは含めません、そのため法律なのですから…

「大切なことは？」

この法律は「地域包括システム」にも言及しています。同システムは市町村が実施主体で、今後、私たちが特に留意したいことは地元市町村との風通しの良い関係づくりです。これは大変に重要なことで大切にしたいことです。

尚、この法律には経過措置があり、来年4月に即刻実施というわけではありません。

介護老人保健施設若宮苑 副施設長

安藤 繁

協会行事予定

9月

- 14日(日) リハビリ担当職員研修会
- 19日(金) 医師研修会
- 20日(土) 群馬県介護就職面接会
- 30日(火) 支援相談員研修会

10月

- 8日(水) 看護介護職員研修会
- 10日(金) R4研修会
- 20日(月) 看護介護職員実地研修スタート
- 22日(水) 部会代表委員会

11月

- 22日(土) 第24回群馬県老人保健施設大会
- 26日(水) 通常理事会
- 28日(金) 管理職等職員研修会

2月

- 18日(水) 代表委員会
- 25日(水) 臨時理事会

3月

- 18日(水) 臨時理事会
- 18日(水) 臨時総会

あしがき

T

今年は大雪に大雨!! 備えは必要ですよ。

S

まだまだ暑い日が続きます。しっかりと水分をとって脱水に注意しましょう! 体調管理は自己責任です。

T

台風一過のこの暑さで身体が悲鳴をあげそうです。水分補給を忘れずこの夏を乗り切りましょう!